様式第10号(第19条関係)

(表)

特別地域内非常災害応急措置届出書

年　　月　　日

　福井県知事　　　　様

届出者　住所

氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名 |

　福井県立自然公園特別地域内において、非常災害のために必要な措置をしたので、福井県立自然公園条例第21条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 自然公園の名称 | 　 |
| 行為の種類 | 　 |
| 行為の目的 | 　 |
| 行為の場所 | 市　　　町郡　　　　 | 大字　　　　小字　　　　地番(地先) |
| 行為の施行方法 | 　 |
| 行為の完了日(予定日) | 年　　　　月　　　　日 |
| その他の記載事項 | 　 |

(裏)

1　添付図面

　　行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図

2　備考

　(1)　「行為の種類」欄には、工作物の新築、木竹の伐採等の行為の種別を記入すること。

　(2)　「行為の目的」欄には、届出に係る行為の目的、必要性および原因を具体的に記入すること。

　(3)　「行為の場所」欄には、汚水等の排出にあつては、指定湖沼または湿原の名称も併せて記入すること。

　(4)　「行為の施行方法」欄には、次の事項を記入すること。なお、必要に応じて、その詳細を添付図面に表示すること。

　　ア　工作物の新築(改築・増築)にあつては、工作物の種類、敷地面積、建ぺい率、容積率、工作物の規模、構造、主要材料、外部の仕上げおよび色彩、新築(改築・増築)に関連して行う行為の概要ならびに新築(改築・増築)後における周辺の取扱い

　　イ　木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採する木竹の樹種、面積、平均樹齢、平均胸高直径、材積および材積歩合、伐採に関連して行う行為の概要ならびに伐採跡地の取扱い

　　ウ　鉱物の掘採(土砂の採取)にあつては、掘採(採取)する鉱物(土石)の種類および量、掘採(採取)する方法および設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、掘採(採取)に関連して行う行為の概要ならびに掘採(採取)跡地の取扱い

　　エ　水位(水量)に増減を及ぼさせる行為にあつては、水位(水量)の増減の及ぶ範囲および内容、原因となる行為・設備等ならびに水位(水量)の増減に関連して行う行為の概要

　　オ　汚水(廃水)の排出にあつては、汚水(廃水)の種類および原因、処理施設の種類、規模および能力、汚水(廃水)の水質、排出の時期および量ならびに指定水域等への排出方法

　　カ　広告物の設置等にあつては、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出または表示する工作物の種類および箇所、広告物の規模および構造、主要材料、色彩、表示の内容ならびに広告物の設置等に関連して行う行為の概要

　　キ　物の集積(貯蔵)にあつては、集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積および集積(貯蔵)する高さ、集積(貯蔵)に関連して行う行為の概要ならびに集積(貯蔵)設備

　　ク　水面の埋立て(干拓)にあつては、埋立て(干拓)面積、工事の方法、埋立て(干拓)に関連して行う行為の概要および埋立て(干拓)後の取扱い

　　ケ　土地の形状変更にあつては、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、形状変更に関連して行う行為の概要および形状変更後の取扱い

　　コ　高山植物の採取(損傷)にあつては、採取(損傷)物の種類、数量、採取(損傷)方法および採取(損傷)に関連して行う行為の概要

　　サ　動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))にあつては、動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法および捕獲(殺傷)(採取(損傷))に関連して行う行為の概要

　　シ　工作物等の色彩変更にあつては、色彩を変更する工作物、変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩および色彩変更に関連して行う行為の概要

　　ス　指定区域内への立入りにあつては、立ち入る者の人数および氏名ならびに期間、立ち入る経路または範囲、立ち入る方法ならびに立入りに関連して行う行為の概要

　　セ　車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)にあつては、車馬(動力船、航空機)の種類および数、使用(着陸)範囲および面積、使用(着陸)方法ならびに使用(着陸)に関連して行う行為の概要

　(5)　「その他の記載事項」欄には、次の事項を記入すること。

　　ア　他の法令の規定により届出に係る行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況

　　イ　土地の所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み

　　ウ　鉱物の掘採(土砂の採取)にあつては、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときには、当該施業案の概要